

提案された項目

▼協議第12号 特別職の身分の取扱い

次のとおり取り扱うものとして、提案がありました。

- 常勤の特別職（教育長を含む）
富合町の常勤の特別職（教育長を含む）については、失職するものとし、非常勤の特別職

富合町の非常勤の特別職のうち行政委員会の委員については失職し、その他の委員等については、それぞれの職にかかるとる事務事業の内容に沿って協議、調整を行います。

また、富合町の農業委員会委員及び消防団員の取扱いについては、別途協議を行います。

富合町 国保料
5年間の負担調整
年20%ずつ熊本市の水準に

▼協議第21号 国民健康保険事業の取扱い（その一）

次のとおり取り扱うものとして、提案がありました。

- 国民健康保険料（税）率等



富合町の被保険者に対し、合併の次年度より5年間の負担調整期間を設け、年20%ずつ熊本市の水準に近づけることとし、その後、熊本市の制度に統合します。

徴収方式及び納期については、合併年度の次年度から熊本市の制度に統合します。

▼国民健康保険料（税）率等の現状

区 分	熊本市		富合町	
	医療	介護	医療	介護
所得割	10.4/100	1.9/100	9.7/100	1.5/100
均等割	33,450円	13,400円	27,000円	8,000円
平等割	25,800円	-	24,000円	2,500円
賦課限度額	56万円	9万円	56万円	9万円
徴収方式	料方式		税方式	
納 期	4月～翌3月 12期		6月～翌3月 10期	

■ 国保健康づくり事業

合併時に熊本市の制度に統合します。
はり・きゅう・あんま助成や国保ヘルスアップ事業、人間ドック助成事業など

▼協議第22号 介護保険事業の取扱い（その一）

次のとおり取り扱うものとして、提案がありました。

- 家族介護者教室開催
- 家族介護者リフレッシュ事業
- 高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業

熊本市のみの事業であり、第3期介護保険事業計画期間中（平成18～20年度）は現行のままとし、第4期介護保険事業計画（平成21～23年度）から富合町を含む新市の事業として継続します。

■ 食の自立支援事業

富合町のみの事業であり、第3期介護保険事業計画期間中は現行のままとし、その後の取り扱いについては、平成20年度までに検討します。



第3期介護保険事業計画期間中は現行のままとし、第4期介護保険事業計画から、熊本市の制度に統合します（左表参照）。

▼協議第25号 広報広聴関係事業の取扱い

合併時に熊本市の制度に統合するものとして、提案がありました。ただし、広報紙の配布方法については、別途協議を行います。

■ 行政相談
市政に対する相談や要望等を受けているほか、弁護士、税理士等による特別相談などを開催しています。

■ 広報紙
市政の動きや市からのお知らせを市民の皆さんにお伝えする広報紙「市政だより」を毎月1回発行しています。



▼介護保険料の現状

基 準 額		熊本市	富合町
所得段階	対象になる方	55,200円/年 (4,600円/月)	52,800円/年 (4,400円/月)
		保険料率	保険料率
第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で、住民税非課税世帯	0.50	0.50
第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.50	0.50
第3段階	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない	0.75	0.75
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	1.00	1.00
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円未満	1.25	1.25
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上（熊本市は200万円以上400万円未満）	1.50	1.50
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上	1.75	
納 期	熊本市	富合町	
		4月～翌3月 12期	6月～翌3月 10期